

# 韓国知的財産ニュース 2020年12月後期

(No. 429)

発行年月日：2021年1月7日

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム

<https://www.jetro.go.jp/korea-ip>

## ★★★目次★★★

このニュースは、12月16日から31日までの韓国知的財産ニュース等をまとめたものです。

### 法律、制度関連

- 1-1 特許法の一部改正法律案（議案番号：2106662）
- 1-2 デザイン保護法の一部改正法律案（議案番号：2106723）
- 1-3 デザイン保護法の一部改正法律（法律第17725号）
- 1-4 不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律の一部改正法律（法律第17727号）
- 1-5 商標法の一部改正法律（法律第17728号）
- 1-6 特許法の一部改正法律（法律第17730号）

### 関係機関の動き

- 2-1 「アイデアプラットフォーム（IDEASTORE）」参加企業および課題募集
- 2-2 金容善（キム・ヨンソン）新任特許庁次長
- 2-3 李才雨（イ・ジェウ）新任特許審判院長
- 2-4 慶尚北道北部（安東）・西部（亀尾）知識財産センターの看板上掲式を開催
- 2-5 「人工知能（AI）+知的財産（IP）シンポジウム」を開催
- 2-6 当直者と対面しない無人書類受付機を利用しましょう
- 2-7 「特許庁-ソウル市のアイデア公募展」を開催するための課題発掘および参加企業・団体募集
- 2-8 2020年ASEAN知的財産権の獲得戦略セミナーを開催
- 2-9 特許庁、2020年特許技術賞の授賞式を開催
- 2-10 スマートフォンで特許出願ができる
- 2-11 特許庁、132の産業財産権診断機関を新規指定

### 模倣品関連および知的財産権紛争

※今号はありません。

## デザイン（意匠）、商標動向

※今号はありません。

### その他一般

- 5-1 「参考資料」「新型コロナウイルスのK-防疫広報費用が1,200億ウォン」の報道に関する追加説明（連合ニュース、2020年12月16日）
- 5-2 超臨場感映像の特許技術で非対面時代を前倒しする
- 5-3 賢くなっていく白物家電、白物家電市場に吹くスマートな風
- 5-4 スマート物流倉庫の特許出願が活発！
- 5-5 有機EL（OLED）蒸着用のメタルマスク製造装置に関する特許出願が活発

## 法律、制度関連

### 1-1 特許法の一部改正法律案（議案番号：2106662）

議案情報システム（2020.12.17.）

議案番号：2106662

提案日：2020年12月17日

提案者：キム・ミンギ議員外11人

#### 提案理由及び主要内容

特許権の侵害訴訟において、侵害を受けた特許権者は損害発生的事实と損害額を証明しなければならないが、特許権は無体財産権であり、その侵害が特許権者の財産的価値に及ぶ影響が不明確であるため、特許権の侵害による損害額の立証が非常に難しいという側面がある。

このような特許権者の損害額立証への責任を軽減するために、現行法では特許権者が損害額を証明することが極めて困難な場合には、法院が弁論全体の趣旨と証拠調査の結果に基づいて、相当な損害額を認定できるように規定しているが、実際に法院が算定する損害賠償額が実際の損害より低く策定され、被害を受けた特許権者を救済するには十分でないというのが実情である。参考に、それに関連する米国の特許法は、法院が算定する損害賠償額の最低限度を明示的に規定している。

そこで法院が相当な損害額を認定する場合、特許発明の実施料及び利息を合算した金額よりも少ない金額で損害額を認定できないようにし、特許権者の権利を保護しようとする

るものである（案第128条第7項後段新設）。

法律第 号

### 特許法の一部改正法律案

特許法の一部を次のように改正する。

第128条第7項に後段を次のように新設する。

この場合、その特許発明の実施に対して、合理的に受けることができる金額及び利息を合算した金額より少ない金額で損害額を認定してはならない。

### 附 則

第1条（施行日） この法律は、公布後6ヶ月が経過した日から施行する。

第2条（損害賠償額算定に関する適用例） 第128条第7項後段の改正規定は、この法律の施行後に損害賠償を請求した場合から適用する。

1-2 デザイン保護法の一部改正法律案（議案番号：2106723）

議案情報システム（2020.12.18.）

議案番号：2106723

提案日：2020年12月18日

提案者：シン・ヨンデ議員外9人

#### 提案理由及び主要内容

政府は2015年の「自動車管理法」の改正により、自動車の代替部品市場を活性化し、消費者の車両修理費に対する負担を軽減するために自動車の代替部品認証制度を施行している。

しかし、現在の完成車メーカーは、大部分の整備用部品に対してデザイン権を登録し、完成車メーカーのOEM部品（いわゆる純正部品）中心の独占的な流通構造を形成しているため、代替部品認証制度の定着の成功に妨げになっている。

さらに、完成車メーカーのデザイン権登録により、米国等の海外の自動車部品市場では、韓国産自動車の代替部品を韓国の自動車代替部品メーカーではなく、台湾・中国の会社が供給している状況である。

そこで完成車メーカーで生産された自動車の原型復元や部品の交換・修理等、整備を目的に使われる代替部品に対しては、デザイン権の設定登録後5年が経過した場合、完成車メ

一カーのデザイン権に対する効力を排除することで、自動車代替部品の生産・供給の活性化及び消費者の権益伸長を図るためのものである（案第94条第3項新設）。

法律第 号

### デザイン保護法の一部改正法律案

デザイン保護法の一部を次のように改正する。

第94条に第3項を次のように新設する。

- ③「自動車管理法」第2条第1号による自動車の部品がデザイン権で設定登録された日から60ヶ月が経過した場合、そのデザイン権の効力は同法第30条の5による、代替部品には及ばない。

### 附 則

この法律は、公布日から施行する。

1 - 3 デザイン保護法の一部改正法律（法律第 17725 号）

電子官報（2020.12.22.）

国会で成立したデザイン保護法の一部改正法律を公布する。

大統領 ムン・ジェイン

2020年12月22日

法律第 17725 号

### デザイン保護法の一部改正法律

デザイン保護法の一部を次のように改正する。

第115条第1項のうち、「請求する場合、その権利を侵害した者がその侵害行為をさせた物を譲渡した際には、その物の譲渡数量にデザイン権者又は専用実施権者がその侵害行為がなかったならば販売できた物の単位数量当たりの利益額を乗じた金額をデザイン権者又は専用実施権者が受けた損害額にすることができる」を「請求することができる」にし、同条第2項を次のようにする。

- ②第1項により、損害賠償を請求する場合、その権利を侵害した者がその侵害行為をさ

せた物を譲渡した際には、次の各号に該当する金額の合計額をデザイン権者又は専用実施権者が受けた損害額にすることができる。

1. その物の譲渡数量（デザイン権者又は専用実施権者がその侵害行為以外の事由で販売できなかった事情がある場合には、その侵害行為以外の事由で販売できなかった数量を差し引いた数量）のうち、デザイン権者又は専用実施権者が生産できた物の数量から実際に販売した物の数量を差し引いた数量を超えない数量に、デザイン権者又は専用実施権者がその侵害行為がなかったならば販売できた物の単位数量当たりの利益額を乗じた金額
2. その物の譲渡数量のうち、デザイン権者又は専用実施権者が生産できた物の数量から実際に販売した物の数量を差し引いた数量を超える数量又はその侵害行為以外の事由で販売できなかった数量がある場合、これらの数量（デザイン権者又は専用実施権者がそのデザイン権者のデザイン権に対する専用実施権の設定、通常実施権の許諾又はその専用実施権者の専用実施権に対する通常実施権の許諾を行うことができたと認められない場合には、該当数量を差し引いた数量）については、デザイン登録を受けたデザインの実施に対して、合理的に受けることができる金額

## 附 則

第1条（施行日） この法律は、公布後6ヶ月が経過した日から施行する。

第2条（損害額の推定に関する適用例） 第115条の改正規定は、この法律の施行後、最初に損害賠償が請求された場合から適用する。

## 改正理由及び主要内容

この法律はデザインの保護と利用を図ることにより、デザインの創作を奨励し、産業発展に貢献することを目的としている。

これと法的性格の類似性を持つ既存の「特許法」によると、特許権者が侵害に対する損害賠償を請求する場合、特許権者の生産能力の限度のみを損害賠償として認めていた。

したがって、侵害者の譲渡数量が特許権者の生産能力を超過する場合、侵害者がその超過数量の利益を不当に取ることになり、かえって特許の侵害が利益になる状況が発生しかねない。

このような問題点を解決するために、「特許法」は損害額の推定方式を2020年6月に改正しており、知的財産関連法律が法的安定性と同一性を備えるように、関連規定を整備しようとするものである。

<法制処提供>

国会で成立した不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律の一部改正法律を公布する。

大統領 ムン・ジェイン

2020 年 12 月 22 日

法律第 17727 号

### 不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律の一部改正法律

不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律の一部を次のように改正する。

第14条の2第1項各号以外の部分の前段のうち、「不正競争行為、第3条の2第1項や第2項に違反する行為又は営業秘密の侵害行為をさせた物を譲渡した際には、第1号の数量に第2号の単位数量当たりの利益額を乗じた金額を営業上の利益を侵害された損害額にすることができる」を「その不正競争行為、第3条の2第1項や第2項に違反する行為又は営業秘密の侵害行為（以下、この項では「不正競争行為等侵害行為」という。）をさせた物を譲渡した際には、次の各号に該当する金額の合計額を損害額にすることができる」にし、同項の各号以外の部分の後段及び但し書きをそれぞれ削除し、同項の各号を次のようにする。

1. その物の譲渡数量（営業上の利益を侵害された者がその不正競争行為等侵害行為以外の事由で販売できなかった事情がある場合には、その不正競争行為等侵害行為以外の事由で販売できなかった数量を差し引いた数量）のうち、営業上の利益を侵害された者が生産できた物の数量から実際に販売した物の数量を差し引いた数量を超えない数量に、営業上の利益を侵害された者がその不正競争行為等侵害行為がなかったならば販売できた物の単位数量当たりの利益額を乗じた金額
2. その物の譲渡数量のうち、営業上の利益を侵害された者が生産できた物の数量から実際に販売した物の数量を差し引いた数量を超える数量又はその不正競争行為等侵害行為以外の事由で販売できなかった数量がある場合、これらの数量に対しては営業上の利益を侵害された者が、不正競争行為等侵害行為がなかったならば合理的に受けることができる金額

### 附 則

第1条（施行日） この法律は、公布後6ヶ月が経過した日から施行する。

第2条（損害額の推定に関する適用例） 第14条の2第1項の改正規定は、この法律の施行後、

最初に損害賠償が請求された場合から適用する。

### 改正理由及び主要内容

この法律は国内で広く知られている他人の商標・商号等を不正に使用する等の不正競争行為と他人の営業秘密を侵害する行為を防止し、健全な取引秩序の維持することを目的とする。

これと法的性格の類似性を持つ既存の「特許法」によると、特許権者が侵害に対する損害賠償を請求する場合、特許権者の生産能力の限度のみを損害賠償として認めていた。

したがって、侵害者の譲渡数量が特許権者の生産能力を超過する場合、侵害者がその超過数量の利益を不当に取ることになり、かえって、特許の侵害が利益になる状況が発生しかねない。

このような問題点を解決するために、「特許法」は損害額の推定方式を2020年6月に改正しており、知的財産関連法律が法的安定性と同一性を備えるように、関連規定を整備しようとするものである。

<法制処提供>

#### 1-5 商標法の一部改正法律（法律第17728号）

電子官報（2020.12.22.）

国会で成立した商標法の一部改正法律を公布する。

大統領 ムン・ジェイン

2020年12月22日

法律第17728号

### 商標法の一部改正法律

商標法の一部を次のとおり改正する。

第110条第1項のうち、「侵害した者がその侵害行為をさせた商品を譲渡した場合には、その商品の譲渡数量に商標権者又は専用使用権者がその侵害行為がなかったならば、販売することができた商品の単位数量当り利益額を乗じた金額を商標権者又は専用使用権者の」を「その権利を侵害した者がその侵害行為をさせた商品を譲渡した際には、次の各号に該当する金額の合計額を商標権者又は専用使用権者が被った」とし、同項に各号を次の

ように新設し、同条の第2項を削除する。

1. その商品の譲渡数量（商標権者又は専用使用権者がその侵害行為以外の事由で販売できなかった事情がある場合には、その侵害行為以外の事由で販売できなかった数量を差し引いた数量）のうち、商標権者又は専用使用権者が生産できた商品の数量から実際に販売した商品の数量を差し引いた数量を超えない数量に、商標権者又は専用使用権者がその侵害行為がなかったならば販売できた商品の単位数量当たりの利益額を乗じた金額
2. その商品の譲渡数量のうち、商標権者又は専用使用権者が生産できた商品の数量から実際に販売した商品の数量を差し引いた数量を超える数量又はその侵害行為以外の事由で販売できなかった数量がある場合、これらの数量（商標権者又は専用使用権者がその商標権者の商標権に対する専用使用権の設定、通常使用権の許諾又はその専用使用権者の専用使用権に対する通常使用権の許諾を行うことができたと認められない場合には、その数量を差し引いた数量）については、商標登録を受けた商標の実施に対して、合理的に受けることができる金額

## 附 則

第1条（施行日） この法律は、公布後6ヶ月が経過した日から施行する。

第2条（損害額の推定に関する適用例） 第110条の改正規定は、この法律の施行後、最初に損害賠償が請求された場合から適用する。

## 改正理由及び主要内容

この法律は商標を保護することにより商標使用者の業務上の信用維持を図り、産業発展に貢献し、需要者の利益を保護することを目的としている。

これと法的性格の類似性を持つ既存の「特許法」によると、特許権者が侵害に対する損害賠償を請求する場合、特許権者の生産能力の限度のみを損害賠償として認めていた。

したがって、侵害者の譲渡数量が特許権者の生産能力を超過する場合、侵害者がその超過数量の利益を不当に取ることになり、かえって、特許の侵害が利益になる状況が発生しかねない。

このような問題点を解決するために、「特許法」は損害額の推定方式を2020年6月に改正しており、知的財産関連法律が法的安定性と同一性を備えるように、関連規定を整備しようとするものである。

<法制処提供>



国会で成立した特許法の一部改正法律を公布する。

大統領 ムン・ジェイン

2020 年 12 月 22 日

法律第 17730 号

### 特許法の一部改正法律

特許法の一部を次のように改正する。

第61条に第3号を次のように新設する。

3. 大統領令で定める特許出願として、災難の予防・対応・復旧等に必要であると認められる場合

### 附 則

第1条（施行日） この法律は、公布後6ヶ月が経過した日から施行する。

第2条（優先審査に関する適用例） 第61条第3号の改正規定は、この法律の施行前に出願された特許出願に対しても適用する。

### 改正理由及び主要内容

特許出願の優先審査の事由に「災難の予防・対応・復旧等に必要であると認められる場合」を追加することで、新型コロナウイルス等国家的災難に関連して、それを克服するために緊急審査が必要な特許出願に対する審査が適時に行われるようにするためのものである。

<法制処提供>

## 関係機関の動き

### 2-1 「アイデアプラットフォーム (IDEASTORE)」参加企業および課題募集

韓国特許庁 (2020. 12. 16.)

国民のアイデアで問題を解決したい 企業が集まる！

韓国特許庁は、2021年2月に「アイデアプラットフォーム (IDEASTORE)」の開設に先立ち、1月15日までのプラットフォームの参加企業およびプラットフォームを介して国民のアイデア公募が必要な企業の課題を事前募集すると17日に発表した。

今回の募集は12月17日から約4週間行われ、国民のアイデアに興味のある企業や機関(団体)または予備創業者であれば誰でも、アイデアを活用して解決しようとする課題(企業問題の解決、社会問題の解決)を選んで申し込むことができる。

#### 「募集分野の主要内容」

区分	主要内容
分野1 企業問題の解決	*既存製品のサービス改善、新製品・新事業の企画など、企業の問題を解決するためにアイデアが必要な課題
分野2 社会問題の解決	*国民の生活に密接に関連していることや、社会的弱者・地域住民などに関する社会問題を解決するためにアイデアが必要な課題

参考事項として、「アイデアプラットフォーム (IDEASTORE)」は、オンラインで国民の創造的なアイデアが、変化とイノベーションを図る企業にマッチングされ活用できるように構築されたプラットフォームである。

企業は国民のアイデアで解決したい課題があれば、プラットフォームに掲載して新たなアイデアを募集することができ、国民は自分のアイデアをいつでも投稿することができるため、オンラインで常時にアイデアの取引を自由に行うことができる。

2021年下半年から有料化される予定の「アイデアプラットフォーム (IDEASTORE)」は、プラットフォームを開設した初期には、さまざまな企業が参加しアイデア取引サービスを体験できるように、一時的に無料で運営する計画である。

特許庁は、今回の事前募集期間の間に課題を申し込んだ企業を対象に、プラットフォーム利用手数料の減免や免除などの「アイデアプラットフォーム企業メンバシップ（有料）特典」を、プラットフォームを有料化してから1年間、無償提供する予定である。

詳細については、国家知識財産取引プラットフォーム（www.ipmarket.or.kr）で確認するか、または韓国発明振興会の知識財産取引所（82+2-3459-2809、2728）にお問い合わせすれば、詳細な案内を受けることができる。

特許庁のアイデア取引担当官は、「国民の創造的なアイデアが企業の製品やサービスのイノベーションに活用できるよう、簡単かつ安全なアイデア取引環境を提供するために万全を期したい」とし、「イノベーションのための新しいアイデアがさらに重要になっている今、多くの企業がオンラインのアイデアプラットフォームを利用して、外部の革新的な能力を積極的に活用することを期待している」と述べた。

## 2-2 金容善(キム・ヨンソン) 新任特許庁次長

韓国特許庁（2020.12.16.）

政府は、12月16日付で特許庁次長に金容善(53歳)前特許審判院審判長を任命した。

金容善新任次長は、第37回行政考試(1994年任用)合格後、特許庁で公職生活を始め、庁長秘書官、国際協力課長、スポークスパーソン、産業財産政策課長、産業財産政策局長などの要職を多岐にわたって歴任した正統特許マンであり、米国ワシントン大学で知的財産専攻の博士学位を取得し、実務と理論両方とも専門性を認められている。

特に、国際協力課長在職時、韓国を含めた知財権5大強国協議体である「IP5会議」立役者を務め、2013年以降、4年間最長の産業財産政策課長として在職し、第四次産業革命時代の知的財産政策、中小企業特許共済導入、「知的財産金融活性化対策」など国家主要知的財産政策を円満に推進した政策通でもある。

組織内の先輩および後輩の信望が厚く、2018年の特許庁組合の投票で「一緒に働きたい管理者」1位にも選ばれたことがあるなど、特許庁の内部コミュニケーションと団結を導くに適しているという評価である。

\* 1993年行政考試(第37回)、全羅南道高興郡(1967年生まれ)、全州全羅高校、ソウル市立大学都市行政学科、忠南大学特許法務修士、米国ワシントン大学法学修士博士、特許

庁長秘書官、情報開発チーム長、国際協力課長、スポークスパーソン、産業財産政策課長、  
産業財産政策局長、特許審判院審判長

## 金容善特許庁次長の略歴

1. 姓 名：金容善（キム・ヨンソン）

2. 生年月日：1967年12月5日

### 3. 学 歴

- 全州全羅高校
- ソウル市立大学都市行政学学士
- 忠南大学特許法務修士
- 米国ワシントン大学法学修士・博士



### 4. 経歴

- 1994年 : 第37回行政考試
- 2001年9月 : 特許庁 庁長秘書官
- 2003年4月 : 特許庁 意匠審査担当官
- 2007年2月 : 特許庁 情報開発チーム長
- 2008年1月 : 特許庁 国際協力課長
- 2010年2月 : 外交部 駐ジュネーブ代表部参事官
- 2013年2月 : 特許庁 スポークスパーソン
- 2013年5月 : 特許庁 産業財産政策課長
- 2017年12月 : 特許庁 産業財産政策局長
- 2018年12月 : 特許審判院 審判長

2-3 李才雨(イ・ジェウ) 新任特許審判院長

韓国特許庁 (2020.12.16.)

政府は、12月16日付で特許審判院長に李才雨(52歳)前特許審判院首席審判長を任命した。

李才雨新任院長は、第 34 回行政考試を通じて 1991 年に公職に就き、特許庁で発明振興、企画、人事、特許情報化、審査・審判・訴訟など、特許行政の全般的な要職を多岐にわたって歴任した行政専門家である。

商標審査政策課長、人事課長・運営支援課長など課長級の主要な職位を経て、局長に昇進した後、企画調整官、情報顧客支援局長、商標デザイン審査局長、特許審判院首席審判長などを歴任した。

知的財産大躍進政策推進班(1998 年)で知的財産政策の基盤を設け、韓米 FTA 履行のための音商標および匂い商標など非典型商標、法定損害賠償制度などの導入(2011 年)を円満に処理し、特許庁開庁 36 年ぶりに産業財産保護協力局を新設(2013 年)し、産業財産権の保護体系を構築したことに加え、アラブ首長国連邦に初めて特許行政システムを輸出(2016 年)し、「知的財産行政韓流」の火付け役となった。

李新任院長は、職員に権威を振りかざさず、専門的な識見に基づいた合理的な仕事の処理が優れていると評価されている。

\* 青州市(1968 年生まれ)、雲湖高校、清州大学、特許審判院訟務チーム長、特許庁国際商標審査チーム長、庁長秘書官、デザイン審査課長、国際知識財産研修院教育企画課長、商標審査政策課長、人事課長・運営支援課長、企画調整官、情報顧客支援局長、商標デザイン審査局長、特許審判院首席審判長

## 李才雨特許審判院長の略歴

1. 姓 名 : 李才雨 (イ・ジェウ)

2. 生年月日 : 1968 年 11 月 13 日

3. 学 歴

○雲湖高校

○青州大学行政学学士



4. 経歴

○1990 年 : 第 34 回行政考試合格

○1991 年 : 総務処 5 級公開採用

- 2006年7月：国際商標審査チーム長
- 2007年6月：庁長秘書官
- 2008年9月：デザイン審査課長、国際知識財産研修院教育企画課長、  
商標政策課長
- 2011年12月：人事課長
- 2013年5月：企画調整官
- 2015年7月：情報顧客支援局長
- 2017年2月：特許審判院審判長
- 2018年1月：商標デザイン審査局長
- 2019年7月：特許審判院首席審判長

#### 2-4 慶尚北道北部（安東）・西部（亀尾）知識財産センターの看板上掲式を開催

韓国特許庁（2020.12.16.）

知的財産権サービス、より便利になる

韓国特許庁は、12月16日（金曜）11時に安東（アンドン）商工会議所で「慶北北部知識財産センター」の看板上掲式を開催し、続いて15時に亀尾（クミ）商工会議所で「慶北西部知識財産センター」の看板上掲式を開催すると発表した。

「慶北北部知識財産センター」の看板上掲式には、韓国特許庁長、国民の力党の国会議員、慶尚北道知事、安東市長、元国会議員、安東商工会議所会長らが参加する。また、「慶北西部知識財産センター」の看板上掲式には、韓国特許庁長、国民の力党の国会議員、亀尾市長、慶尚北道経済副知事、亀尾商工会議所会長などが参加する予定である。

今回の看板上掲式は、既存の「安東知識財産センター」が「慶北北部知識財産センター」に、「亀尾知識財産センター」が「慶北西部知識財産センター」に、それぞれ名称が変わったため開催された。

名称に合わせて両センターは、2020年から管轄地域を安東と亀尾の近隣地域まで拡大（※）し、「中小企業 IP ダイレクト支援」（※※）サービスの他、「IP ナレ（翼）プログラム」（※※※）まで支援するようになった。

※慶北北部センターの管轄地域：軍威郡、聞慶市、奉化郡、安東市、英陽郡、榮州市、醴泉郡、義城郡、青松郡

慶北西部センターの管轄地域：高靈郡、亀尾市、金泉市、常州市、星州郡、漆谷郡

※※企業の IP に関する苦情を随時に相談・解決する緊急支援サービス

※※※創業企業が初期の IP 問題を解決して安定的に市場に参入できるようにし、中小・中堅企業に成長するように支援する知的財産能力の強化支援プログラム（コンサルティング、IP ポートフォリオ作成など）

これにより、既存の慶北知識財産センター（浦項市所在）とのアクセスが悪くて不便だった、北西部地域に所在する中小企業が、より便利に多様な知的財産サービスを受けることができるようになることを期待している。

特許庁は、慶北北部知識財産センターと慶北西部知識財産センターの他に、6 ヶ所（※）の知識財産センターも管轄地域と支援事業を拡大して、地方の中小企業に特化した密着型の知的財産サービスを支援している。

※京畿南部（水原）、江原南部（太白）、江原西部（春川）、忠南西部（西山）、忠北北部（忠州）、慶南西部（真珠）

## 2-5 「人工知能（AI）+知的財産（IP）シンポジウム」を開催

韓国特許庁（2020.12.17.）

特許庁・基礎科学研究院（IBS）・韓国科学技術院（KAIST）が共同開催  
人工知能に関わる知的財産権分野の多様な問題についての話題を提示

韓国特許庁は、12月18日（金曜）午後12時40分から基礎科学研究院（IBS）、韓国科学技術院（KAIST）と共同で非対面ビデオ会議方式の「AI + IP シンポジウム」を開催すると発表した。

今回のシンポジウムは、韓国国内外の AI 技術発展により全世界の特許出願が急増（※）している中、人工知能技術が政治、政策、法律、芸術などのような社会のさまざまな分野に与える影響について、知的財産の観点から、その未来を考察するために設けられた最初の共同シンポジウムである。

※全世界の AI 特許出願は、年平均で 28% 増（WIPO Technology Trends : AI、2019）

※※ここ 10 年間、韓国国内での AI 特許出願は、16 倍増（特許庁、第四次産業革命に関連する特許統計集、2020）

第1セッションは、「AIと制度-ルールは誰がどのように作るのか」というテーマで、KAIST教授の「躍進するAI時代に投げる質問」というタイトルの基調講演を行い、それに続いて特許庁の融合複合技術審査局長が「人工知能におけるグローバル知財権 이슈」について発表する。

同局長は、米中技術覇権競争時代における人工知能技術と特許の重要性について発表するとともに、人工知能技術に対する知財権の確保こそ、韓国のデジタルニューディールの主要資産を確保する道であることを力説する。

また、大田市立美術館長を招待して芸術家の観点から「AI著作権の事例」を議論する一方、KAIST教授はAI技術の特許、著作権保護に関する出願と訴訟の動向について紹介する。

第1セッションの最後は、株式会社 WERT INTELLIGENCE の代表が「知的財産データを基盤にした人工知能技術の商用化 이슈」について発表する。

IBS イノベーションチームのチーム長が司会を務める第2セッションは、「AI 知的財産実務」をテーマに、特許庁の人工知能ビッグデータ審査課長が「人工知能はエジソンになれるのか」というタイトルの「発明者地位の認定可否」について発表し、特許庁のマシンラーニング特許チーム長は「人工知能特許の取得方法」について発表する計画である。

今回のシンポジウムは、非対面ビデオ会議で誰でもリアルタイムで参加でき、今後も「AI+X フォーラム」のウェブサイト (<http://aix.kaist.ac.kr>) で発表動画と資料を確認することができる。

特許庁の融合複合技術審査局長は、「今回のシンポジウムは、知的財産の観点から人工知能技術に対する考え方について集中的に議論するという点で有意義である」と強調し、「研究者が知的財産権を確保することで、個人にとっては、研究成果に対する補償の土台となり、国にとっては、産業競争力をさらに強める礎になると予想している」と述べた。



出願・登録・審判書類、採用書類などが提出できる

韓国特許庁は12月18日(金曜)から「無人書類受付システム」を開始し、開庁時間以外の時間には出願書などの知財権関連書類を非対面で受け付けると発表した。

これまでの出願人は、当日に書類の提出期限が到来し、開庁時間が過ぎた後に急いで書類を提出する場合、特許庁の本庁(またはソウル事務所)の当直者に直接提出しなければならなかった。また、書類受付時間の記録に対する透明性や新型コロナウイルスの長期化により、非対面の行政サービスを拡大する必要があるとの意見も提起された。

そのため特許庁は、非対面の無人書類受付機を特許庁の本庁とソウル事務所の1階にそれぞれ1台ずつ設置し、書類を提出する際に当直者と対面する不便を解消する予定である。

受付時間の透明性を確保するために、無人書類受付機で提出する書類の提出時間は、投入口のドアが閉まる時の時刻にしており、韓国の標準時刻と同一(※)である。また、封筒にバーコードを自動的に付着して書類の紛失リスクと受付情報の修正可能性を事前に防ぐことができる。

※無人受付システムは、コンピュータシステムの時刻同期のためにネットワーク・プロトコルであるNTP(Network Time Protocol)を利用して、韓国の標準時刻と連動させ受付時刻を付与する。

無人書類受付機で提出できる書類は、出願・登録・審判など、知財に関する書類だけでなく、採用書類などの一般行政に関する書類も提出できるようになる。

特許庁の情報システム課長は、「非対面の無人書類受付システムは、提出期限が迫った書類を容易に提出できるように設けられた措置である」とし、「出願人が書類提出に不便を感じないよう、継続的にシステムを改善していく予定である」と述べた。

## [無人書類受付の手続き]



### [添付1] 非対面無人受付システムの利用方法に関する問答

質問 書類提出の締め切りが今日ですが、開庁時間が過ぎた後に提出する方法はありますか。

回答 ソウル事務所または大田本庁に訪問し、無人書類受付機に書類を提出してください。

(ソウル事務所) ソウル市駅三洞韓国知識財産センター1階

(大田本庁) 大田市屯山洞政府大田庁舎西玄関1階

詳しい内容は、ソウル事務所 (+82-2-561-3041)、大田本庁 (82-42-481-5151) の当直室にお問い合わせください。移動時間および受付時間などを確認してから、訪問してください。

質問 無人書類受付機の利用可能時間はいつからいつまでですか。

回答 無人書類受付機の運営時間は下記のとおりです。

(平日) 18時～24時

(週末・祝日) 24時間書類提出が可能です。

質問 無人書類受付機に提出できる書類は何ですか。

回答 無人書類受付機に提出できる書類の種類は

①国内出願書類(中間書類を含む)、②登録書類、③審判書類、④国際出願書類(PCT・マドリッド・ハーグ)、⑤その他の書類です。

質問 無人書類受付機に書類を提出する時は、どこに問い合わせればいいですか。

回答 無人書類受付機に書類を提出する際にお問い合わせされる場合には、当直室に連絡してください。

(ソウル事務所) +82-2-561-3041

(大田本庁) +82-42-481-5151

質問 書類を封筒に入れずに提出してもいいですか。

回答 自動で右上にバーコードが付着されるため、書類の内容が毀損される恐れがあります。また、紛失のリスクもありますので、書類を封筒に入れてから提出してください。

ソウル事務所 (+82-2-561-3041)、大田本庁 (+82-42-481-5151)

質問 枚数が多くて複数の封筒を使う場合、無人書類受付機にどう提出すればいいですか。

回答 各封筒の受付が終了すると、仮受付証がプリントされます。提出する封筒の数量と仮受付証の数量が一致するか確認してください。

質問 書類の受付時刻はいつですか？

回答 無人書類受付機の書類を提出した後、投入口のドアが閉まる時刻が書類の受付時刻になります。

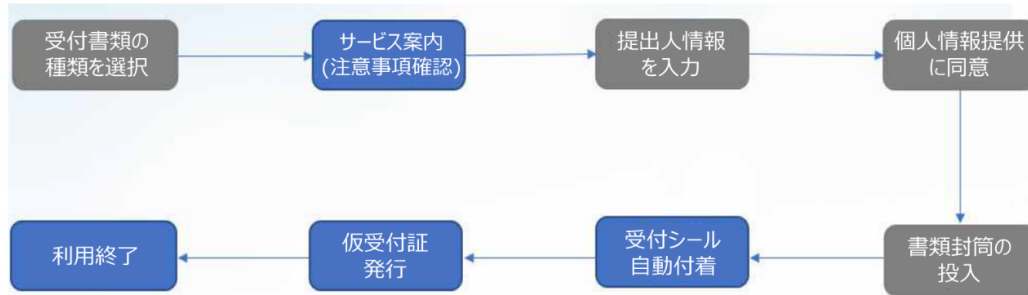
※無人受付システムは、コンピュータシステムの時刻同期のためにネットワーク・プロトコルであるNTP (Network Time Protocol) を利用して、韓国の標準時刻と連動させ受付時刻を付与する。

## [添付 2] 非対面無人受付システムの利用方法

\* 設置場所および台数：大田本庁 1 台、ソウル事務所 1 台設置



## 「非対面無人受付システムによる受付の手続き」



- 利用者**
- 受付機**

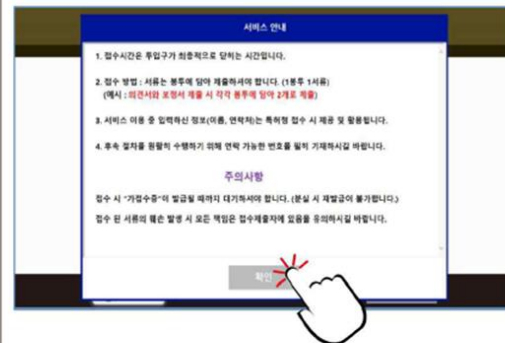
無人受付利用に関するお問い合わせ	受付シールの情報	受付証の情報
<ul style="list-style-type: none"> <li>・大田：当直室</li> <li>・ソウル事務所：当直室</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受付番号</li> <li>・受付時刻</li> <li>・提出人の姓名</li> <li>・提出人の連絡先</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受付番号</li> <li>・受付時刻</li> <li>・提出人の姓名</li> <li>・提出人の連絡先</li> <li>・個人情報提供の同意有無</li> </ul>

### ① 初期画面で提出する書類の種類を選択



提出する書類の種類を選びます。

### ② サービスの案内文を確認



画面に表示された案内文を確認し、「確認」ボタンを押します。

### ③ 提出人に姓名を入力



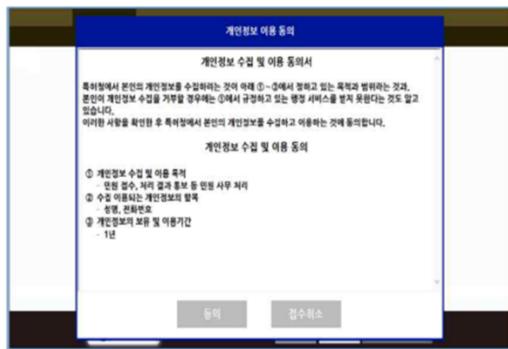
今後、連絡をするために書類提出人の姓名を入力し、「次へ」ボタンを押します。

### ④ 提出人の携帯番号を入力



今後、連絡をするために書類提出人の携帯番号を入力し、「次へ」ボタンを押します。

### ⑤ 個人情報提供に同意



画面の個人情報提供に関する案内を確認し、「同意」ボタンを押します。

### ⑥ 書類投入



自動で開いた投入口の中に、画面のように書類を提出します。提出時、書類を区別するためには封筒に入れて提出しなければなりません。

### ⑦ シール付着



機器がリアルタイムでバーコードを発行し、バーコードのシールを付着します。

### ⑧ 書類保存



シールの付着が完了すると、保管箱に書類が保存されます。

### ⑨ 仮受付証をプリント



保管箱に書類が保存されると、左側の出口から仮受付証が発行されます。

### ⑩ 手続き終了



利用完了画面が出て、しばらくすると初期画面に代わります。

2-7 「特許庁-ソウル市のアイデア公募展」を開催するための課題発掘および参加企業・団体募集

韓国特許庁 (2020. 12. 21.)

社会・都市問題を解決するアイデア、国民に聞きましょう

韓国特許庁はソウル市と共同で、国民・市民の創造的なアイデアで解決できるソウル地域の社会・都市問題に関する課題を、12月21日（月曜）から2021年1月22日（金曜）まで5週間公募すると発表した。

今回発掘された課題については、今後、「特許庁-ソウル市のアイデア公募展」を開催（2021年2月予定）し、国民とともに解決策を模索する予定である。

「特許庁-ソウル市のアイデア公募展」の推進日程（案）

<b>2020年 12月21日～ 2021年 1月22日</b>	<b>～2021年 1月末</b>	<b>～2021年 2月上旬</b>	<b>2021年 2月～3月</b>	<b>2021年4月</b>
課題発掘および 参加開業・団体募集の 広告	公募展課題の 選定	選定課題の 具体化	アイデア公募展 の開催	アイデア授賞式 および 連携・活用支援

今回の社会・都市問題（課題）の公募に参加できる企業・団体は、ソウル地域に所在する社会的企業、非営利団体（NPO）、民間企業（ソーシャルベンチャー企業を含む）とソウル市が投資・出資・出捐した機関と傘下機関である。参加する企業・団体は、国民からのアイデア寄付による課題解決を希望する類型（アイデア寄付類型）、国民が提案したアイデアの購入による課題解決を希望する類型（アイデア取引類型）の中で一つを選んで、課題を提案することになる。

アイデア寄付を受ける場合には、アイデアで得た利益の全部または一部（3分の2以上）を社会に寄付しなければならない。これは、寄付したアイデアで創出した経済的利益を再び社会に還元する好循環に導くための趣旨である。

今回の公募に提案された課題は、解決の必要性、公募展の課題としての適合性、アイデア発掘及び活用の可能性などを考慮して、最終的な課題として選定する予定である。

社会・都市問題の課題発掘および参加企業・団体募集に関する詳細については、特許庁 ([www.kipo.go.kr](http://www.kipo.go.kr))、ソウル市 ([www.seoul.go.kr](http://www.seoul.go.kr))、韓国発明振興会 ([www.kipa.org](http://www.kipa.org)) のウェブサイトに掲載された、「社会・都市問題の解決に向けた『特許庁-ソウル市のアイデア公募展』の課題発掘および参加企業・団体募集広告」で確認することができる。

特許庁の産業財産政策局長は、「ソウル地域の企業・団体が積極的に参加して、ソウル地域の解決が必要な社会・都市問題が多く提供されることを期待している」とし、「特許庁はソウル地域だけでなく、他の地域でも継続的にアイデア公募展を行う計画であり、国民の創造的なアイデアにより地域社会に貢献できる肯定的な経験により、アイデアが持つ社会・経済的価値を改めて考えてみるきっかけになると思っている」と述べた。

## 2-8 2020年ASEAN知的財産権の獲得戦略セミナーを開催

韓国特許庁 (2020.12.21.)

12月22日(火曜)、特許庁公式YouTubeチャンネルで開催

韓国特許庁は、ASEAN諸国に進出する企業を対象に「ASEAN知的財産権の獲得戦略セミナー」を12月22日(火曜)午後2時に特許庁公式YouTubeチャンネル (<https://www.youtube.com/user/kipoworld>) で開催する。

今回のセミナーは、長期化する米中貿易摩擦により、韓国企業の主要投資対象国および生産拠点であるASEANの重要性がさらに浮き彫りになっている状況の中で、韓国企業が知的財産を活用して速やかに現地定着できるように支援するため、設けられた場である。

これまで特許庁は、ASEAN諸国の知的財産保護に対する環境改善に向けて取り組む一方、その地域に進出する韓国企業が改善された保護環境の中で知的財産権に対する優遇をまともに受けることができるよう、ASEAN諸国と知的財産の審査協力プログラムを継続的に開発・発展させてきた。

このような努力により、シンガポール、フィリピン、ベトナム、マレーシアに進出する韓国企業は、韓国で登録を受けた特許と同じ特許を現地でも出願すれば、非常に迅速な速度で審査を受けることができるようになった。

カンボジア、ラオス、ブルネイに進出する韓国企業は、韓国で登録を受けた特許がある場合は、その国に出願さえすれば、別途の審査過程を経ずに韓国登録特許の効力がそのまま認められる。

特にカンボジアは韓国企業または韓国人が出願した全てのデザインを他の出願に比べて速やかに登録できる、デザイン迅速登録制度も運営しており、カンボジアに進出する企業は、より広い範囲の優遇を受けることができる。

今回のオンラインセミナーは、このように ASEAN 諸国別に試行している特許およびデザイン審査協力プログラムの主要内容と本プログラムを活用して現地進出に成功した事例を紹介し、プログラムをうまく活用できる戦略を案内する予定である。

また、説明会の最後に ASEAN 市場に進出した企業が現場で実際に経験した知的財産関連の問題を解決することができる、マンツーマン相談プログラムも設ける予定である。

カスタマイズ型相談への申し込みや今回の説明会に関する詳細については、特許庁の国際協力課（+82-42-481-5008）に問い合わせればよい。

特許庁の産業財産保護協力局長は、「最近 ASEAN の 10 ヶ国が参加している地域的な包括的経済連携協定（RCEP）の最終署名が行われ、ASEAN 市場で知的財産権を獲得しようとする企業がさらに増える見込みである」とし、「特許庁は、韓国企業が知的財産を使用して、ASEAN でより定着しやすくなり成長できるよう、ASEAN 諸国との協力を継続的に強化していくつもりである」と述べた。

## 2-9 特許庁、2020 年特許技術賞の授賞式を開催

韓国特許庁（2020.12.21.）

SOS LAB, BKT が 2020 年特許技術賞の世宗大王賞を受賞

韓国特許庁が発明者および創作者のモチベーション向上とともに発明の雰囲気を全国民に拡大するため毎年開催している、「特許技術賞の授賞式」が 12 月 18 日（金曜）ソウル銀行会館で開催された。

当日の授賞式は、新型コロナウイルスの拡散防止のために非対面で行われ、12 人の受賞者は自宅、職場で賞を受け取った。



最高の榮譽である世宗大王賞には、SOS LAB と BKT が受賞した。

※特許技術賞は半期ごとに、世宗大王賞、忠武公賞、池錫永賞（2点）、洪大容賞（2点）、丁若鏞賞（デザイン）を選定

上半期の世宗大王賞を受賞した SOS LAB は、韓国で唯一 3D 固定式ライダーを開発しているスタートアップ企業であり、韓国国内のライダー企業の中で最も技術力が優れていると評価されており、産業通商資源部で推進しているグローバル協力 R&D 事業で自律走行車両用の固定式センサーを開発する課題に共同開発者として参加している。

今回受賞した特許は、ライダーの小型化、軽量化が可能であり、長距離測定と高解像度の測定に有利な構造になっており、自律走行車に適したライダーとして高い評価を受けている。また、ロボット、ドローンなどに適用されるライダー装置に対する需要も増加しているため、これから関連産業の成長に大きく貢献すると期待される。

下半期の世宗大王賞を受賞した BKT は水処理の専門企業であり、今回受賞した特許は、微生物のアナモックス（Anammox）を利用して排水処理に使われる酸素を最小限に抑えることで、外部炭素源を投入せずに排水の窒素を除去する技術である。

従来技術に比べ、酸素供給量 65%、外部炭素源の投入 100%、スラッジの生産量 80%、所要敷地面積 70%減少などによって下水処理およびメンテナンス費用を最大 80%削減でき、下水・排水処理分野における次世代の主要技術として評価されている。

上半期の忠武公賞には、SK ハイニックスが「素子分離膜を二元化した半導体装置の特許」で受賞し、下半期は、アモーレパシフィックが「ビタミン C の効能を維持する組成物の特許」で受賞した。

上半期の池錫永賞には、韓国標準科学研究院と MEK-ICS が受賞し、下半期は、FINEDNC と Creacube が受賞した。

上半期の洪大容賞には Lunit が受賞し、下半期は SG Design および Letin AR が受賞した。

その他のデザイン分野に与えられる丁若鏞賞には、PRESENT が受賞した。

当日、特許技術賞の授賞式に参加した韓国特許庁長は、「デジタルトランスフォーメーションが加速しており、社会全般に革新的な変化が起きているが、韓国がデジタル経済時代

をリードするためには、発明者の役割が重要である」と述べ、「特許庁は発明者を優遇する環境づくりと発明を効果的に保護・活用できるように積極的に関心を持って、最大限支援していきたい」とコメントした。

2020年の特許技術賞には、計345件が申し込まれ、29対1の高い競争率を見せた。

特許技術賞の受賞者には賞金が与えられ、受賞した発明には特許庁の発明奨励事業（※）支援と中小ベンチャー企業部が主管する創業カスタマイズ型事業化支援事業を選定する際に優遇が提供される。それとともに、受賞した発明の事業化、マーケティングにも役立つように、特許技術賞の受賞マークを提供する予定である。

※発明奨励事業：特許技術評価の支援、知的財産活用戦略の支援、特許技術取引のコンサルティング、優秀製品優先購買の推薦など

## 2-10 スマートフォンで特許出願ができる

韓国特許庁（2020.12.23.）

特許庁の行政業務の大部分がモバイルで可能になる

特許サービスのデジタルフォーメーションが加速化し、国民の利便性が向上

今後、スマートフォンを活用して、いつでもどこでも簡単かつ迅速に特許や実用新案、デザイン権を出願できるようになる。

韓国特許庁は、電子出願システムの改編作業を完了し、「モバイル出願システム」を12月23日（水曜）から拡大し開通すると発表した。

それに先立って特許庁は、3月16日に世界初のモバイルを活用した商標権出願システムサービスを導入した。そして12月23日から、特許・実用新案・デザインを含めた4つの権利に範囲が拡大される。

モバイル出願システムの改編により、誰でもスマートフォンさえ持っていれば時間と場所の制限がなくなり、便利に出願日を確保することができるようになる。

今回のシステム改編で、「モバイル手数料納付」のサービスも提供されるようになる。出願料、登録料など、特許庁に納付する各種の手数料をスマートフォンで照会し、簡単に納付することができる。

その他にも通知書の受領、審査の進捗照会、登録証の発行まで、特許庁の行政業務を大部分モバイルで解決できるようになる。

これまでは書面でのみ可能であった在外者（※）に対する包括委任（※※）登録も、今回のシステム改変によりオンラインで申し込むことができるようになる。

※在外者：韓国国内に住所または営業所を有しない者

※※包括委任：出願人が特許出願に関連する全ての手続きを代理人に委任

オンラインで包括委任を登録・変更するためには、委任者の電子署名や携帯電話の認証が必要だが、これまで在外者の場合は、そのような認証ができなかったため、書面申請のみ可能であった。

新しいシステムでは、在外者が携帯電話で包括委任の申請事項を確認し、認証することができる英文サービスを提供することになり、今後、在外者も包括委任の手続きを携帯電話で簡単かつ迅速に行うことができると期待される。

特許庁の情報顧客支援局長は、「年間の特許出願規模が 10 万件以上である先進国の特許庁（※）のうち、モバイル出願システムを導入したのは、韓国が最初である」とし、「今後も特許サービスのデジタルトランスフォーメーションを加速化し、顧客満足度の価値を最大化していきたい」と述べた。

※五庁（IP5）の特許出願現況（2019年）：中国 140 万件、米国 62 万 1,000 件、日本 30 万 8,000 件、韓国 21 万 9,000 件、欧州 18 万 1,000 件

## 2-11 特許庁、132 の産業財産権診断機関を新規指定

韓国特許庁（2020.12.31.）

韓国特許庁は、産・学・研における研究開発の効率を向上し、優秀な特許創出を支援するために、民間の 132 の特許調査・分析機関を産業財産権診断機関に新規で指定したと 12 月 30 日に発表した。

産業財産権診断機関とは、特許調査・分析を通じて研究開発の戦略、優秀特許の創出戦略などを提供する機関をいう。

特許庁は 2001 年から産業財産権診断機関制度を運営してきた。

特に、産業財産権診断機関の指定を拡大するために2020年11月、「産業財産権診断機関の指定および運営に関する規定」を特許庁の告示として制定した。

今回指定された産業財産権診断機関は、今後、産・学・研を対象に特許などの産業財産権に対する動向調査と分析を実施し、研究開発の戦略、優秀特許の創出戦略などを提供するようになる。

企業、大学、公的研究所などは、今後の研究開発の遂行過程において特許調査・分析が必要な場合、産業財産権診断機関を活用することができる。

また、中小企業は研究開発の効率化および競争力強化に向けて、2021年1月から産業財産権診断機関を通じて支出された特許調査・分析費用については税額控除(※)を受けることができる。

※「租税特例制限法施行令」「別表6」研究・人材開発費の税額控除を受ける費用(2021年1月1日以降発生する費用から適用)

特許庁は、産業財産権診断機関を指定するために、11月に申込・受付を実施し、137機関から指定申込書を受け付けており、最終的に132機関が指定された。

今回の産業財産権診断機関に指定された機関は、書類審査および現場調査を経てから、産業財産権診断機関指定の審議委員会が指定可否を審議し、12月30日に特許庁のウェブサイトで発表される。

また、特許庁は、2021年から毎年、民間の優れた特許調査・分析機関を産業財産権の診断機関に指定して育成していく計画である。

特許庁の産業財産政策局長は、「これから能力のある民間の特許調査・分析機関を産業財産権診断機関に拡大指定し、産・学・研における研究開発の効率を向上し、知的財産サービス産業の育成を図りたい」と述べた。

## 模倣品関連および知的財産権紛争

※今号はありません。

## デザイン（意匠）、商標動向

※今号はありません。

## その他一般

5-1 「参考資料」 「新型コロナウイルスのK-防疫広報費用が1,200億ウォン」の報道に関する追加説明（連合ニュース、2020年12月16日）

韓国特許庁（2020.12.16.）

### 【報道内容】

\* K 防疫を広報するために 1,200 億ウォンを使用したという報道について事実関係を検証して報道。

- 一部のマスコミでは、先進国がワクチンの確保戦争をしている最中に、韓国は 1,200 億ウォンの広報費をかけて K-防疫の自画自賛に没頭していると指摘。

- 事実関係を確認した結果、K 防疫のグローバル化事業として分類された特許庁の知的財産創出支援（グローバル IP スター企業の育成）は、広報の目的より防疫インフラ構築および韓国企業の輸出販路拡大支援事業であると説明。

→ 一部のマスコミが指摘した、「K 防疫の広報費は 1,200 億ウォン」という主張は事実と異なることを確認。

### 【追加説明】

\* 特許庁の知的財産創出支援事業（グローバル IP スター企業の育成）は、第 3 次補正予算（※）に反映（本予算 117 億ウォン+第 3 次補正予算 20 億ウォン=137 億ウォン）された予算である。

※K 防疫の技術を保有している韓国企業に対する速やかな海外権利化を支援するために補正予算確保

\* 知的財産創出支援事業（グローバル IP スター企業の育成）は、韓国の中小企業が海外市場に進出するために、特許分析、特許創出、活用などを通じて、海外に輸出する韓国の中小企業が海外知財に対する権利化などを支援する事業である。

→ グローバル市場で韓国企業の技術と製品を保護するための予算であり、広報予算ではない。

## 5-2 超臨場感映像の特許技術で非対面時代を前倒しする

韓国特許庁（2020.12.21.）

韓国企業の超臨場感映像を実現する主要技術に対する特許出願が世界 2 位  
グローバルランキングでは、サムスン 2 位、ETRI 5 位、LG 6 位に名を連ねる

新型コロナウイルスの影響で社会的距離の確保を実施することにより、遠隔会議やオンライン授業が日常になり、ホームトレーニングと非対面コンサートのような非対面サービスが増えている。非対面サービスで臨場感を感じるためには、超臨場感映像を実現する技術が必須である。超臨場感映像を実現する主要技術には、大画面で 4K 以上の高解像度映像を提供する超高精細テレビ（UHDTV）（※）の放送技術、臨場感・没入感を提供する仮想現実（VR）（※※）技術および拡張現実（AR）（※※※）技術、超臨場感の圧縮技術などがある。

※UHDTV (Ultra High-Definition TV) : 4K (3840×2160)、8K (7680×4320) の解像度を持つ超高精細テレビ

※※VR (Virtual Reality) : コンピュータによって作りだされた仮想の世界の中で、人が実際と同じような体験をすることができる仮想現実技術

※※※AR (Augmented Reality) : 現実の世界に仮想のものを合成した画像をリアルタイムで提供し、まるで実際の空間に物事が存在しているかのように見せる拡張現実技術

韓国特許庁の IP5（※）特許動向調査結果（2017 年～2020 年 6 月）によると、韓国企業（研究所および個人を含む）の超高精細テレビ（UHDTV）、仮想現実（VR）、拡張現実（AR）のような、超臨場感映像を実現するための主要技術に対する特許出願が世界第 2 位を占めている。

※IP5 (Intellectual Property 5、五庁) : 世界の特許出願の 80%以上を占める日本、米国、欧州、中国、韓国の 5 ヶ国 (地域) の特許庁間協議体で、2007 年に発足

各国特許庁に出願した国籍別の出願人を調査した結果、米国人の特許 (1,897 件、34.0%) が最も多く、韓国が 2 位 (1,178 件、21.3%)、日本 (1,017 件、18.4%)、中国 (701 件、12.7%) の順であった。

主な多出願企業のグローバルランキングを見ると、サムスンが 2 位、ETRI 5 位、LG 6 位を記録するなど、韓国の企業および研究機関が世界の上位ランキングに名を連ねて頭角を表している。

クアルコム (Qualcomm) が 1 位を記録して最も多くの特許を出願しており、テンセント、メディテック、パナソニックなどの企業が多出願企業のランキングに入っている。

各国特許庁に登録された国籍別の登録基準を見ると、米国人が最も多く (583 件、39.9%)、日本 (341 件、23.3%) に続き、韓国 3 位 (280 件、19.2%) を占めた。その次に、中国 (124 件、8.5%) の順であった。

超臨場感映像を実現する主要技術は、非対面教育、非対面顧客相談、非対面公演およびスポーツ観戦など、今後オン・オフライン産業全般に適用され、時間と空間の限界を乗り越えて、実際のように体験とコミュニケーションができる、さまざまなサービスへの進化が可能になる。

特許庁の電気通信技術審査局長は、「非対面は、われわれの社会が避けられない現象であり、超臨場感映像を実現する主要技術は、多様な非対面サービスがユーザーに拡大されることに貢献すると予想される。企業は非対面社会という時代の流れに歩調を合わせて、関連技術の早急な権利化を通じて、市場を先取りする特許戦略が必要である」と強調した。

スマート白物家電分野の特許出願、ここ 10 年間に年平均 15% 増  
韓国の家電メーカー、グローバル IT 企業との競争に備えるべき

スマート白物家電分野における韓国の特許出願が急増している。韓国企業（研究機関を含む）が全体国内出願の 75.9% を占めており、出願を主導している。成熟段階に到達している白物家電分野（※）において、企業側は人工知能技術のような第四次産業分野と融合したスマート白物家電を通じてユーザーの多様なニーズに応えながら、新たな市場を開拓（※※）している。今後、韓国企業は、スマート白物家電市場で海外家電メーカーだけでなく、グーグル、アマゾン、アップルなどのグローバル IT 企業と競争すると予想される。

※2023 年まで世界の家電市場は、年平均 2.3% 成長すると予想（韓国貿易協会、ASEAN 家電市場の動向および進出戦略、2017）

※※2023 年まで米国のスマート家電市場は、年平均 14% 成長すると予想（大韓貿易投資振興公社、スマート家電で飾るスマートホームの米国市場進出戦略、2020 年 1 月）

韓国特許庁によると、スマート白物家電（※）分野における韓国の特許出願は、2010 年 27 件から 2019 年 92 件に 3 倍以上増加し、年平均 15% 増加したことが分かった。

※スマート白物家電は、冷蔵庫、洗濯機、エアコンのような白物家電製品に人工知能および通信技術などを融合して能動的で高度化された機能を実現する新たな概念の白物家電製品である。

これは情報通信技術の急速な発展と単独世帯、共働き家庭の増加などにより生活様式が変化し、家電製品に対するユーザーのニーズが利便性の向上、時間の節約のようなものに高度化し、それに対応するために企業の技術開発が活発になったことが原因であると判断される。

韓国におけるスマート白物家電の特許出願について、出願人の類型別に見ると、韓国企業（研究機関、個人を含む）が 75.9% を占め、外国人は 14.3% にとどまっており、韓国企業（研究機関を含む）が出願を主導している。



多出願した主要企業のランキングを見ると、LG 電子が 217 件で最も多い特許を出願しており、サムスン電子、東芝、ハイアール、東部大宇電子の順で調査された。

主な韓国国内における特許内容を見ると、エアコン、冷蔵庫の場合、人工知能の分野であるマシンラーニング、ディープラーニングなどの学習機能とモノのインターネット (IoT: Internet of Things) 技術などを活用して、状況に合わせた最適運転システム、リモートコントロールおよびモニタリングなどを実装した技術が中心になっている。

さらに冷蔵庫は、保管物の管理情報を転送して保管物の状態に合わせた最適運転を行う技術が高い割合を占めている。特に最近の冷蔵庫を使った食材のオンラインショッピングに関する出願が急増している。

#### [米国内スマート白物家電特許の出願動向]

\* 世界最大の家電消費国である米国では、同じ期間の間に、韓国企業がスマート白物家電分野の全体特許出願の 23.6% を占めており、海外企業との競争が激しい。LG 電子 (154 件) が多出願企業の 1 位、サムスン (86 件) が 2 位を占めるなど、韓国企業が米国家電市場で頭角を現している。

- 注目すべき点は、米国のスマート白物家電分野の特許出願において、グローバル IT (Information Technology) 企業であるグーグルが 6.89%、アマゾン 4.33%、アップル 1.38% の出願割合を占めており、本格的に姿を現し始めている。

- これは、グローバル IT 企業の強みである通信および人工知能技術を利用したスマートホームプラットフォーム (グーグルアシスタント、アマゾンアレクサ、アップルホームキットなど) と既存の白物家電製品を融合して実現したスマート家電機器に関連する出願であると分析される。これらのグローバル IT 企業は、現在、韓国の家電メーカーと協力しているが、今後、市場が成熟段階に進入すると、既存の白物家電分野の強者である韓国企業に対する新たなライバル企業になると予想される。

特許庁の家電製品審査課長は、「スマート白物家電に関連する特許出願は、徐々に増加すると予測している」とし、「既存の白物家電市場の強者である韓国企業は、海外家電メーカーとの競争だけでなく、グーグル、アマゾン、アップルなどグローバル IT 企業との競争も予想されるため、さまざまな分野の技術融合と積極的な特許の確保戦略を並行して推進しなければならない」と意見を示した。

2015年44件→2019年66件、ここ5年間で年平均10.7%増

新型コロナウイルスの影響により非対面文化が広まっているため、物流業界への需要が急増している。物流業界は、スマート化を通じて、急変する市場の需要に対応しようとしている。物流入庫、保管および出庫までの全プロセスを自動化する、「スマート物流倉庫」に関する特許出願が活気を帯びている。

韓国特許庁によると、物流倉庫の自動化に関連する出願は、2015年44件から2019年66件に、ここ5年間年平均で10.7%増加したことが分かった。

特に韓国人の出願は、2015年24件から2019年52件に年平均で21.3%増加し、全体の出願増加率(10.7%)を大きく上回っている。

詳細技術別に見ると(2015~2019年)、物品を棚に入庫や出庫するために移動させる入出庫関連技術が121件で全体の44%を占めており、物品を積載して保管する棚・ラック関連技術が71件(26%)、物品を棚に収納および搬出するためのピッキング(picking)関連技術が55件(20%)、物品情報を自動的に保存および管理する在庫管理の関連技術が24件(8%)の順であった。

物流倉庫の自動化における中核技術であるピッキングと入出庫関連技術は、韓国人・外国人いずれも関心を持っている分野であり、計176件(韓国人83件、外国人93件)で64%を占めている。

物品を保管する棚・ラック関連技術は、外国人の出願は5件(2%)に過ぎなかったが、韓国人の出願は66件(24%)であるなど、韓国人の関心がより高い分野であると解釈される。

出願人別に見ると(2015~2019年)、ここ5年間、韓国人が163件(59%)、外国人が113件(41%)を出願して物流倉庫の自動化技術は、韓国人に限らず外国人の出願も活発であった。

韓国人の出願は、中小企業が 83 件で 30%を占め、個人 54 件（19%）、大学および研究所 16 件（6%）、大企業 10 件（4%）の順であり、韓国国内における物流業界の特性上、中小企業と個人の割合が高かった。

特許庁の輸送機械審査課長は、「最近、新型コロナウイルスによる宅配混乱により、物流の効率的な管理に対する必要性が強調されており、政府もデジタルニューディールの一環としてビッグデータ、人工知能およびロボット技術を活用したスマート物流倉庫の認定および支援を強化しているため、物流倉庫の自動化に向けた特許出願は、さらに急増すると予想している」と述べた。

#### 5-5 有機 EL (OLED) 蒸着用のメタルマスク製造装置に関する特許出願が活発

韓国特許庁 (2020. 12. 29.)

TV、スマートフォン、コンピュータなどのディスプレイにおける高画質機能は、消費者が注目している主要な技術の一つ。高画質を実現するために、有機 EL (OLED) を活用したスマートフォンが発売されており、OLED ディスプレイの生産に必要なものが OLED 蒸着用メタルマスク装置。

有機 EL (OLED) 蒸着 (※) 用のメタルマスク製造装置に関連する特許出願が、2020 年に急増したことが分かった。

※蒸着とは、化合物などを高温で加熱して蒸発させた後、その蒸気を利用して対象の物体に付着させることをいう。

韓国特許庁は、2017 年 17 件 (※) に過ぎなかった OLED 蒸着用のメタルマスク製造装置に関する特許出願件数が、2020 年第 3 四半期まで 36 件増え、前年同期に比べて 64%増 (※※) となった。

※年間出願：17 件 (2017) →29 件 (2018) →39 件 (2019) →36 件 (2020 第 3 四半期)

※※第 3 四半期の出願：12 件 (2017) →22 件 (2018) →22 件 (2019) →36 件 (2020)

特許出願人の類型別では、大企業が全体の 40.5% (49 件) を占め、最も多く出願し、中小企業 24.8% (30 件)、外資系企業 20.7% (25 件)、個人 10.7% (13 件)、大学・研究所 3.3% (4 件) の順であった。

大企業の場合、高精細ディスプレイ市場の先頭に立つために、液晶ディスプレイ（LCD）から OLED への事業転換にスピードを上げており、今後も出願件数がさらに増えると予測される。

中小企業の特許出願件数も増加傾向（※）を見せており、特に技術開発が容易なマスクのクランプ・引張（20%）、搬送ユニット（23.3%）、マスクパターンニング（16.7%）（※※）分野の出願割合が高かった。

※中小企業の出願：2件（2017）→8件（2018）→9件（2019）→11件（2020年9月）  
※※マスクのクランプ・引張工程は、マスクの長短辺を固定してストレッチする工程であり、マスクパターンニングは、マスクに開口を形成する工程である。

一方、特許をすぐ受けることができる、優先審査（※）申請も2020年第3四半期まで10件を記録し、ここ3年間（2017～2019）の累積申込件数（※※）の2倍を記録した。

※特許審査は、原則として、審査請求手続きの順序に従うが、公益や出願人の権利保護のため、一定の要件を備えた場合、他の審査より優先して審査する制度  
※※優先審査申請：0件（2017）→5件（2018）→0件（2019）→10件（2020年9月）

これは、特許侵害のような紛争に迅速に対応し、企業の価値を高めるためには、速やかな特許権確保が実効的な手段であるという認識が広がった結果として解釈される。

特許庁の電気通信技術審査局長は、「有機 EL（OLED）蒸着用のメタルマスク分野で技術的に自立するためには、樹脂、合金などの代替素材に対する技術開発とともに、中核技術の特許権を早期に確保することが重要である」と述べた。

過去のニュースは、<https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/> をご覧下さい。

お問い合わせ、ご意見、ご希望は、JETRO ソウル事務所 知財チーム（電話：+82-2-3210-0195/FAX：+82-2-739-4658、e-mail：[kos-jetroipr@jetro.go.jp](mailto:kos-jetroipr@jetro.go.jp)）までお願いします。

本ニュースレターの新規配信につきましては、お手数ですが下記の URL にアクセスして、ご自身でご登録いただけますようお願いいたします。

[https://www.jetro.go.jp/mreg2/magRegist/index.htm?mag\\_id=3665](https://www.jetro.go.jp/mreg2/magRegist/index.htm?mag_id=3665)

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用(本文中からリンクされている Web サイトの利用を含みます)により、不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロはその責任を負いません。

発行：JETRO ソウル事務所 知財チーム